

### 公共下水道が使用できる区域を公開しています

下水道が使用可能(供用開始)となった区域を市ホームページで公開しています。新たに使用可能となった区域は次のとおりです。

#### 使用可能となった区域

- ・黒磯地区 上厚崎、埼玉、
- ・若草町、島方のそれぞれ一部の地域
- ・西那須野地区 西三島5丁目、大夫塚4丁目、東三島5丁目、井口、石林、下永田6丁目、下永田7丁目、緑2丁目



#### 使用開始区域になること

- ・速やかに下水道に接続しなければなりません
- ・くみ取りトイレを使用している人は、使用開始から3年以内に水洗トイレ(簡易水洗を除く)に改造することが法律で義務付けられています
- ※工事に必要な手続きは、市の指定工事店に相談してください。

#### 受益者負担金制度の対象になります

受益者負担金制度とは、下水道が整備された区域の人たちが下水道建設費の一部を負担する制度です。

#### 金額

土地の面積に対し、1㎡当たりの負担金額を乗じて得た金額

#### 支払方法

5年間に分割して納付

※一括して納付する場合は、納付期日

### 行っていますか? 浄化槽の維持管理・水質検査

浄化槽を利用している人には、保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが義務付けられています。

#### 保守点検

浄化槽の運転状況や放流水の確認、薬剤の補充などを行います。種類や大きさに応じて回数(一般家庭用浄化槽は年3~4回以上)が決められていますので、県に登録している保守点検業者に委託してください。

#### 浄化槽の清掃

浄化槽を使用していると浄化槽内に汚泥がたまりやすくなります。年1回以上汚泥を抜き取る清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

※保守点検業者・清掃業者は、県ホームページや

管理課で確認できます。

#### 法定検査(水質検査)

浄化槽法で、年1回法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査は、保守点検や清掃が正しく行われ、汚れた水がきれいになっているかを確認する「浄化槽の定期健康診断」です。県内では、(一社)県浄化槽協会が指定検査機関になっています。

#### 検査手数料

3300円

#### 問い合わせ

前に納付した納期数に応じて報奨金を交付します。

#### 問い合わせ

〇 函管理課 ☎(37)5213

### 補助金メニューの拡大!! 浄化槽の各種補助制度

下水道・農業集落排水に接続できない汚水の処理は、使用者が合併処理浄化槽を設置して行うこととされています。単独処理浄化槽(トイレの排水だけを処理する浄化槽)やくみ取り便槽では生活雑排水が処理されずに放流・浸透され、水質の悪化を招きます。

浄化槽の規模(住宅床面積)	①浄化槽設置整備事業補助金	②宅内配管補助加算	③単独処理浄化槽等撤去費補助金
5人槽(130㎡以下)	332,000円	上限30万円	単独処理浄化槽 上限12万円
7人槽(130㎡超)	414,000円		くみ取り便槽 上限10万円
10人槽(2世帯住宅)	548,000円		

※住宅床面積によって金額が変わります。

〇 函管理課 ☎(37)5213

#### 法定検査の指定検査機関

〇(一社)栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650

### 公共下水道に接続しましょう

下水道に接続できる区域に建物を所有している人は、1日も早く下水道への接続工事をお願いします。

#### 下水道利用の利点

- 悪臭がなくなり、掃除が簡単です
- 蚊やハエの発生を防ぎ、地域の環境衛生の向上に役立ちます
- 安全・安心にトイレを使用できます

#### 接続工事は指定工事店に

下水道接続の工事は、市が指定する工事店でのみ行うことができます。排水設備の工事を行うときは、指定工事店へ直接申し込んでください。

#### 工事資金の融資をあつせんします

接続工事の費用負担が軽くなるように、市内金融機関から資金を借り入れるときの利子を市が負担する融資あつせんを行っています。

#### 融資あつせん限度額

改造工事1件につき60万円(アパートなどは80万円)

今年度から、単独処理浄化槽の撤去費が増額になりました。補助金を活用した合併処理浄化槽への転換をお願いします。

#### 問い合わせ

〇 函管理課 ☎(37)5213

#### ①浄化槽設置整備事業補助金

生活排水も処理できる合併処理浄化槽の設置費を補助します。くみ取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替えることを検討している人は、ぜひ利用してください。

#### 要件

- ・公共下水道事業計画区域と農業集落排水処理区域を除く地域に設置するもの
- ・住宅に設置される処理能力10人以下のもの
- ・浄化槽本体工事が始まる前に申請し、来年3月8日までに実績報告が完了するもの
- ・設置場所に住所を置き、継続して住むことができる人

#### ②宅内配管補助加算

家屋の建て替えや増改築をせず、単独処理浄化槽かくみ取り便槽を合併処理浄化槽に替える場合は、宅内の配管切替工事に要する費用を、最大で30万円補助します。

#### ③単独処理浄化槽等撤去費補助金

単独処理浄化槽かくみ取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する下水道に接続する人を対象に、撤去費の一部を補助します。

〇 返済方法 60カ月以内の元金返済

#### 問い合わせ

〇 函管理課 ☎(37)5213

## スポーツ

### スポーツレクリエーション祭を開催します!

ポッチャ、ドッジビー、さいかつばーなどのニュースポーツが体験できます。事前申し込みは不要です。気軽に参加してください。



#### とき

5月27日(土) 午前9時~正午

#### ところ

三和住宅にちなすのスポーツプラザ

#### 対象

市民、市内勤務・通学者

#### 参加費

無料

#### 問い合わせ

〇 函スポーツ振興課 ☎(37)5439

## 文化・教養

### 市民大学連携講座

#### はじめての沖縄三線教室

沖縄の伝統的な楽器である三線を体験しませんか。カンカラ(空き缶)で作ったカンカラ三線で練習します。

一部を補助します。

#### 要件

- ・住宅に設置してある単独処理浄化槽などを撤去後、適正に処分すること
- ・処理能力が10人以下の合併処理浄化槽を、公共下水道事業計画区域と農業集落排水処理区域を除く地域に設置するか、下水道に接続すること

#### 補助金額

単独処理浄化槽かくみ取り便槽の撤去に要する費用(最大12万円)

#### 共通事項

詳細な要件や補助対象区域は、問い合わせてください。

#### 申し込み・問い合わせ

〇 函管理課 ☎(37)5213

### 5月の納税

5月31日(水)が納期限です

● 固定資産税	第1期
● 軽自動車税	第1期

~納税は便利な口座振替で~

〇 とき 6月10日(土)・24日(土)・7月8日(土)・22日(土)・29日(土)(全5回)

いずれも午後1時30分~3時30分

#### ところ

狩野公民館

#### 対象

市民

#### 参加費

3500円

#### 定員

10人

※定員になり次第締め切り。

#### 申込期間

5月9日(火)~19日(金)

#### 申し込み・問い合わせ

〇 狩野公民館 ☎(37)3528

#### 郷土の歴史探訪

関谷宿の歴史に関わりのある史跡・古道を歩きながら郷土史を学ぶ、健脚向けのコースです。

#### とき

6月11日(日)・7月23日(日)・9月3日(日)・10月22日(日)(全4回)

#### ところ

ハロープラザ(集合)

※現地までの移動はバスを使用。

#### 対象

市民

#### 参加費

無料

#### 定員

20人

※応募者多数の場合は抽選。

#### 申込期間

5月9日(火)~14日(日)

#### 申し込み・問い合わせ

〇 ハロープラザ ☎(36)2006

- ☎ 本庁舎(共聖社108-2)
- ☎ 西那須野庁舎(あたご町2-3)
- ☎ 塩原庁舎(中塩原1-2)

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。